# 国民健康保険税の

## 納付が始まります!

### ■国民健康保険税は納期限内に納めましょう

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

令和6年度の国民健康保険税納税通知書を7月にお送りしますので、内容をご確認いただき、保険税の納付をお願いいたします。納付期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が付きます。また、期限が切れた納付書では納付できないため、納付書再発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。

#### ■令和6年度 国民健康保険税の納期限

今年度の納期限は下記のとおりです。納め忘れのないようお願いいたします。

第1期	7月31日(水)	第2期	9月 2日(月)	第3期	9月30日(月)	第4期	10月31日(木)
第5期	12月 2日(月)	第6期	1月 6日(月)	第7期	1月31日(金)	第8期	2月28日(金)

#### ■キャッシュカードのみで□座振替手続きができます!

国民健康保険税の納め忘れがなくなり、翌年度以降も自動的に継続される口座振替がおすすめです。

手続きに必要なもの 身分証・金融機関のキャッシュカード

利用できる金融機関 沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・ゆうちょ銀行・JAおきなわ

納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンでお支払いいただけます。詳しくは【地方税お支払いサイト】で検索!

#### ■どうしても納付が困難なときは

納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

#### 非白発的失業者の軽減措置 -

雇用保険を受給している方で会社の倒産や解雇・雇止めなどにより失業した方は、国民健康保険税を軽減する制度があります。

※雇用保険受給資格者証の提示が必要です。

#### 収入がなくても申告を!

国民健康保険税は申告等を基に所得の判定を行っています。申告等がない場合、適切な課税がされず、また、軽減・減免等を受けることができません。申告がまだの方は税務課で手続きをお願いいたします。

※各種申請などの手続き、納付のご相談はお問い合わせください。

お問い合わせ:健康保険課 国保係 ☎966-1217



